

公示番号：180636

国名：アフリカ地域

担当部署：資金協力部実施監理第三課

案件名：ベナン国「コトヌ零細漁港開発計画フォローアップ調査」及びガボン国「漁民センター整備計画フォローアップ調査」

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：製氷機修理／調達、計画的維持管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年3月中旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内2.45 M/M、現地2.30 M/M、合計4.75 M/M

内訳は次の通り。

- 1) ベナン分：国内 1.20M/M、現地 1.17M/M、合計 2.37M/M
 - 2) ガボン分：国内 1.25M/M、現地 1.13M/M、合計 2.38M/M
- (3) 業務日数：

- 1) ベナン分：

	国内業務	現地業務
期間1	14日	35日
整理期間	10日	-

- 2) ガボン分：

	国内業務	現地業務
期間1	5日	17日
期間2	15日	17日
整理期間	5日	-

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年2月19日

(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	製氷機に係る各種調査
対象国／類似地域	ベナン・ガボン／全途上国
語学の種類	英語またはフランス語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：入国にあたり、黄熱予防接種証明書（通称イエローカード）の提示が求められます。

6. 業務の背景

本調査は、ベナン国「コトヌ零細漁港開発計画フォローアップ調査」及びガボン国「漁民センター整備計画フォローアップ調査」を実施するもの。

両案件の背景は次の通り。

(1) ベナン国「コトヌ零細漁港開発計画フォローアップ調査」

コトヌ漁港は、静穏な水域を有するベナン国唯一の漁港であり、海面漁業の約 1/5 の水揚を担っていたが、水揚浜が狭小、製氷・保冷設備はなく、小売場では民間氷販売業者の来訪時のみ氷を購入できる状態であった。これらの状況を改善し、漁業活動の効率化及び水産物流通の改善を図るため、2004 年から 2005 年にかけて無償資金協力「コトヌ零細漁港開発計画」を実施し、施設整備（船揚場、船置き場、陸揚岸壁）、施設建築（荷捌場棟、多目的共同利用施設、管理・製氷機・冷凍機棟、受電設備棟）、機材調達（製氷機・貯氷庫荷捌場関連機材、冷凍庫）の支援を行った。

無償資金協力実施後は、効率的な水揚や卸売、製氷機供与により氷が常時入手可能になり、漁獲物の品質向上及び衛生改善が図られた。施設・機材は適切な維持管理の下で有効に活用され、協力終了後 5 年目の 2010 年に実施された事後評価では、有効性や持続性等、高い評価を受けた。

しかし、冷凍庫は 2011 年 4 月まで運転したが、流通形態の変化、電気代高騰、故障頻発による修理経費の増大により停止し、一部の冷凍庫部品を製氷機の修理に用いたことで、冷凍庫として使用できない状態となった。漁港の運営も良好でなく電気代金延滞が生じたことで、製氷量にも影響が出た他、製氷機も経年劣化により製氷量が年々減少している。また、漁民組合との関係悪化により、2015 年 11 月から入構料や荷捌場使用料の徴収が停止した。

2016年12月に農業畜産漁業省から冷凍庫を製氷機に変更提案するレターが接到し、フォローアップ協力の検討を行ったが、協力実施に必要な情報が不足しているため、2018年9月～12月に事後現状調査を行い、資機材供与・修理の妥当性・必要性を整理した。事後現状調査では、運営が改善され、維持管理体制も整っていることから、製氷機修理、計画的維持管理の実施等の提言がなされ、製氷機の修理をフォローアップ協力として実施することとなった。

フォローアップ協力は、①フォローアップ調査（入札・調達支援及び施工監理）及び②資機材修理（JICAが別途発注する業者による製氷機修理）に分けて実施するものであり、本調査はこのうち①フォローアップ調査（入札・調達支援及び施工監理）のための本邦コンサルタントを雇上するもの。

（２）ガボン国「漁民センター整備計画フォローアップ調査」

ポール・ジョンティ漁民センター（CCPAP）は、無償資金協力により2002年10月に設立された。施設のコンポーネントは、水揚場、荷捌場、小売りブース、管理棟、製氷設備、漁民仲買人倉庫などで構成されている。設立から15年以上経過した現在もポール・ジョンティ市の鮮魚のみならず生鮮食料品の流通拠点として不可欠な存在となっている。設立当初は水・電気代の支出がセンターの運営を圧迫する要因となっていたが、2006年に政府が水・電気代を負担するようになってから経営が安定に向かった。一方、2009年に政権交代があり、2013年から政府予算は大統領府による一括管理に変更され、これ以前は各省庁に予算管理が任されていたものが、大統領府の承認手続きがその都度必要となった。2015年にはCCPAPの責任機関（所管）が、オゴエ・マリティム水産養殖地方局（DPPAOM）から漁業養殖庁（ANPA）に変更された。また、ガボンは2017年からIMF融資を受ける国となり、現在、小さい政府に向けて行政改革が進行している。2017年度、CCPAPの運営予算は、ANPA経由で森林経済・漁業・環境省を通して大統領府に申請されたが、承認されたのは出向公務員であるセンター長の給与と水・電気代のみで、CCPAPは実質的に独立採算制を強いられる状況に置かれている。

CCPAPの収入の約9割は製氷機の氷販売に依存しているが、製氷機の稼働状況は、2013年以降から経年劣化による不具合が発生するようになり、現在、製氷機3基中1基がかりうじて稼働している状況である。CCPAPの収支状況は、2013年は製氷機の不具合が発生したものの、月平均で、収入4,393,000FCFA/月、支出4,146,347FCFA/月、収支246,720FCFA/月の黒字となっている。一方、2017年は、製氷機が1基しか稼働しないため、収入が月平均で2,092,917FCFA/月と低く、支出3,039,565FCFA/月を下回り、赤字経営を強いられた。収入内訳は、氷販売が全体の92%を占め、小売ブースの賃貸料が残り8%の収入源となっている。

CCPAPは製氷機3台を専門の技術者を配置し適切に維持管理してきたが、機材の経年劣化により大規模な修理復旧が必要となったことから、CCPAP独自での対応が不可能と判断し、その更新についてANPA、森林経済・漁業・環境省漁業省を通してフォローアップ協力の申請があり、製氷機供与のフォローアップ支援を実施することとなった。

フォローアップ協力は、①フォローアップ調査（入札・調達支援及び施工監理）及び②資機材供与（JICAが別途発注する新規製氷機の供与）に分けて実施するものであり、本調査はこのうち①フォローアップ調査（入札・調達支援及び施工監理）のための本邦コンサルタントを雇上するもの。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、以下の調査を行う。

なお、時期は先方機関関係者との調整、ベナンにかかる製氷機修理の発注、ガボンにかかる新規製氷機調達の発注のスケジュールなどを勘案し、変更可能とする。

【ベナン】

(1) 国内準備期間 (2019年3月中旬～7月中旬)

- ①背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、修理する機材の内容を把握する。特に、2018年9～12月に実施した「コトヌ零細漁港開発計画 事後現状調査」の内容を把握する。
- ②JICA が別途発注する製氷機修理に関し、製氷機修理にかかる仕様を整理の上、指定する入札関連図書 (仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェックリスト等) の作成に協力する。また、JICA が入札図書を作成する段階及び入札公告後の質問受付期間中に、JICA からの照会や追加情報の提供に協力する。さらに、応札者または落札者が提出する技術仕様の確認並びに契約交渉時の技術仕様の最終確認及び調整を支援する。
- ③JICA が別途選定する製氷機の修理業者、ベナン関係機関 (C/P 機関等) 等と連絡を取り、機材修理の準備を行う。ベナン側関係機関による既存機材の撤去 (冷却塔等) の進捗、通関に必要な時間、現地調達が必要な物品の調達状況などを考慮し、スケジュールを含めた修理計画を取りまとめる。
- ④JICA が実施する対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2019年7月中旬～8月中旬)

- ①JICA ベナン支所との打合せを行う。
- ②コトヌ零細漁港と調整して製氷機修理の準備を行う。
- ③製氷機の修理業者が修理を実施するにあたり、施工監理、据付確認、引渡の支援を行う。
- ④コトヌ零細漁港に対し、計画的維持管理に関する指導を行う。指導に際しては、コトヌ零細漁港が中長期的に独自で維持管理を実施する体制を確実に整備するため、中長期的な維持管理計画策定、予算確保、スペアパーツ/修理業者の確保の観点を含める。
- ⑤JICA ベナン支所が製氷機の修理 1 年後に瑕疵検査を実施するため、瑕疵検査項目の整理を行う。
- ⑥氷需要に関する聞き取り調査を行う。コトヌ零細漁港は、フォローアップ協力により製氷機が修理された後、漁港内における外部氷持ち込みを禁止する方針であり、同方針の実施の状況を含め、コトヌ零細漁港の氷販売に影響のある事項をまとめる。
- ⑦現地調査結果を JICA ベナン支所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年8月下旬～11月下旬)

- ①帰国報告会、国内打合せ等に参加し、調査結果を報告する。
- ②調査結果を取りまとめた報告書を作成する。

【ガボン】

- (1) 国内業務期間 1 (2019 年 3 月中旬～4 月中旬)
背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、更新する機材の内容を把握する。
- (2) 現地業務期間 1 (2019 年 4 月中旬～5 月中旬)
 - ① 製氷機更新にかかる入札図書を作成するのに必要な情報を収集する。特に、現地調達及び本邦調達の両方を念頭に、現地の製氷機代理店、スペアパーツ取扱業者の現状、機材輸入にかかる制度、給水を含む設置場所の条件、維持管理体制を把握する。
 - ② 漁民センターの氷需要に影響する事項の聞き取り調査を行う。
- (3) 国内業務期間 2 (2019 年 5 月中旬～7 月下旬)
 - ① 製氷機の調達に関し、現地調達と本邦調達を行う場合の条件を比較し、調達場所を JICA に提言する。
 - ② 上記①を踏まえて JICA が別途調達する製氷機に関し、仕様を整理の上、指定する入札関連図書 (輸送情報シート、機材総合情報シート、仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェックリスト等) の作成に協力する。また、JICA が入札図書を作成する段階及び入札公告後の質問受付期間中に、JICA からの照会や追加情報の提供に協力する。さらに、応札者または落札者が提出する技術仕様の確認並びに契約交渉時の技術仕様の最終確認及び調整を支援する。
 - ③ JICA が別途選定する製氷機納入業者、ガボン関係機関 (C/P 機関等) 等と連絡を取り、機材更新の準備を行う。ガボン側関係機関による既存機材の撤去 (冷却塔等) の進捗、通関に必要な時間、現地調達が必要な物品の調達状況などを考慮し、スケジュールを含めた修理計画を取りまとめる。
 - ④ JICA が実施する対処方針会議等に参加する。
- (4) 現地業務期間 2 (2019 年 7 月下旬～8 月中旬)
 - ① JICA ガボン支所との打合せを行う。
 - ② ガボン関係機関と機材更新の準備を行う。
 - ③ 機材調達にあたり、据付確認、引渡の支援を行う。
 - ④ ガボン関係機関に対し、計画的維持管理に関する指導を行う。指導に際しては、ガボン関係機関が中長期的に独自で維持管理を実施する体制を確実に整備するため、中長期的な維持管理計画策定、予算確保、スペアパーツ/修理業者の確保の観点を含める。
 - ⑤ JICA ガボン支所が製氷機の修理 1 年後に瑕疵検査を実施するため、瑕疵検査項目の整理を行う。
 - ⑥ 現地調査結果を JICA ガボン支所に報告する。
- (5) 帰国後整理期間 (2019 年 8 月中旬～10 月下旬)
 - ① 帰国報告会、国内打合せ等に参加し、調査結果を報告する。
 - ② 調査結果を取りまとめた報告書を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書（和文3部）

フォローアップ調査に関する報告書を作成し、電子データを以て提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

ベナン渡航にかかる航空経路は、成田⇒コトヌ⇒成田を標準とし、経由地は、①アディスアベバ、②香港及びアディスアベバ、③パリのいずれかとします。

ガボン渡航にかかる航空経路は、成田⇒リーブルヴィル⇒成田を標準とし、経由地は、①アディスアベバ、②香港及びアディスアベバ、③パリのいずれかとします。

ベナンとガボンの渡航は、それぞれ東京との往復を見積書に計上しますが、両国を連続して渡航する（例：東京⇒コトヌ⇒リーブルヴィル⇒東京）ことも可能とし、この場合は精算時に航空賃実費を精算することとします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

ベナンの現地業務期間は2019年7月13日～8月16日を予定していますが、修理業者の契約時期及びコトヌ零細漁港の受入可能時期に応じ、7月上旬～10月下旬の間で変更の可能性があります。これにより、国内業務期間及び帰国後整理期間が変更となります。

ガボンの現地業務期間1はガボン側関係機関の受入可能時期に応じ、4月上旬～6月下旬の間で変更の可能性があります。また、ガボンの現地業務期間2は、機材調達の進捗及びガボン側関係機関の受入可能時期に応じ、6月上旬～10月下旬の間で変更の可能性があります。これにより、国内業務期間及び帰国後整理期間が変更となります。

②現地での業務体制

JICAからの渡航者はなく、本業務従事者は単独で現地調査を行います。

③便宜供与内容

JICA ベナン支所及びガボン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

通訳（英語-仏語）の提供

- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が主要なアポイント取り付けをします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

【閲覧資料】

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「ベナン共和国 ダントツパ魚市場建設・コトヌ漁港整備計画情報収集・確認調査報告書」

(http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_502_12245395.html)

- ・「ベナン共和国コトヌ漁港整備計画基本設計調査報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000160489.html>)

- ・「案件別事後評価(簡易版)評価結果票」

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0308700_4_f.pdf)

- ・「案件に関連する指摘・対応状況」

(https://www.jica.go.jp/oda/project/_component/r7mcj00000005ohb-att/0412900_report.pdf)

【配布資料】

本業務に関する以下の資料は、JICA 資金協力業務部実施監理第3課から電子メールで配布します。ご希望の場合は、gltm3@jica.go.jp までご連絡下さい。

- ・「コトヌ零細漁港開発計画 事後現状調査」報告書

- ・ガボン共和国水産行政アドバイザーによる報告書(必要部分のみ)

なお、本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prrtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況について

は、JICA ベナン支所及びガボン支所、現地日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上